

◆第二次行政改革の検証

本市では、平成18年度より行政改革に着手し、計画期間を概ね5か年毎とする行政改革大綱を策定し、継続的な改革に取り組んできました。

この度、第二次行政改革大綱の計画期間の終了にあたり、第三次行政改革大綱の策定に向け、第二次行政改革大綱実施計画の主要項目について検証しました。

項目（1） 職員定員管理及び人材育成

①適正な職員数確保及び配置

平成28年4月1日の総職員数は、計画数(427名)より8名下回る419名であったが、平成22年4月1日の総職員数(394名)と比較すると25名増加(消防職14名、保育士10名、一般行政職10名、単労職▲9名)している。新規採用は退職補充を基本としているが、必要最小限の職員数となっている。

②人材(職員)の育成

職員の資質向上のため、研修の受講目標者数を毎年度2,000名としていたが、計画期間中のいずれの年度も目標者数を下回った。職場内研修が中心となるが、業務時間内の開催となるため一度の受講者数が限られることが要因と考えられる。

実情に即した目標者数の設定を検討すべきである。

項目（2） 経費節減・収入確保等

①公共施設の使用料、各種行政サービス負担金等の再点検

平成22年度の包括外部監査の指摘事項を受け、平成23年度に使用料の見直しを行い、平成24年10月1日から料金を改定している。

現在、消費税率引き上げ等を考慮した使用料の見直しを検討している。

②市税等の収納体制

市税、国民健康保険税の徴収率は横ばいで推移し、いずれもほぼ目標値となっている。

市では税や使用料に関係する課の職員で構成するプロジェクトチームを立ち上げており、その中で徴収率向上のための研究、情報交換を行っているとともに、平成27年度には「瑞穂市債権の管理に関する条例」を制定し、平成28年度より税以外の分野での徴収体制について改善を進めている。

③公会計の整備

既に平成22年度より財務書類4表(貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書)について公表済みであるが、国より、全国的に「統一基準による地方

公会計の整備促進」が示されており、現在、この基準による新たな財務諸表の作成と活用ができるよう準備を進めている。

④新たな収入の確保

平成22年9月に「瑞穂市広告掲載要綱」を定め、ホームページや広報カレンダーへの有料広告の掲載による新たな収入の確保や、広告が掲載された封筒の無償提供などによる経費の縮減に努めている。平成28年2月には、市民課の窓口へ「番号案内表示機器」とそれに伴う「市政及びスポンサー広告を掲載するモニター」を無償で設置した。

⑤粗大ゴミの有料化

廃棄物から資源物への転換を推進するため、平成23年8月より粗大ごみの有料化を実施している。

項目（3） 民間委託等の推進

①公共施設の管理運営や事務効率向上

簡易業務のアウトソーシングを実施するとともに、平成25年度より公共施設の管理運営に指定管理者制度を導入し、経費の節減に努めている。

項目（4） 事務事業の再編・整理・廃止・統合

①補助金等の見直し

行政全体でのサービスの多様化や市全体としての人口増や高齢化による対象人数の増などの複合的な要因で、執行額は平成23年度に一旦減少したが、その後は横ばいの状態にある。公益性、補助効果の観点から、より効果的な補助金の支出に努める。

③投票区・投票所の見直し

本田校区、牛牧校区について体育館からコミュニティセンターへの投票所の変更、呂久投票所の廃止、期日前投票所の見直しを行った。平成28年度においては、選挙権年齢を「18歳以上」に引き下げる改正公職選挙法の施行に伴い、7月の参議院選挙において朝日大学での期日前投票を実施し、投票機会の拡充に努めている。

項目（5） 財政の健全化

①財政の健全化

一般財源の標準規模を示す指標である標準財政規模は年々増加している。

財政力の強さを表す指数である財政力指数は微減傾向にあるが、実質公債費比率、経常収支比率はいずれも類似団体の平均を下回っており、健全な数値となっている。

基金は増加傾向、地方債は減少傾向にあり、今後も財政健全化に向けて取り組む。

項目（6） 市民参加と協働のまちづくり

③開かれた審議会

審議会の総委員数に占める女性委員の割合は、3割以上という目標を概ね達成しているが、公募委員の割合は、同じく3割以上という目標をいずれの年度も達成できていない。市の政策形成過程への市民参加の機会の拡充をより一層推進する必要がある。

項目（7） 環境にやさしいまちづくり

①温室効果ガスの削減

基準年度を平成19年度とする努力目標数値について、9つの施設分類のうち6分類において目標数値を達成している。

現在、瑞穂市地球温暖化実行計画の第2次計画の計画期間にあり、平成31年度までに温室効果ガスの総排出量を1%削減することを目標に取り組んでいる。

項目（8） 第三セクターの健全な経営

④（一財）瑞穂市ふれあい公共公社の健全な経営

新公益法人制度の施行により、施設管理公社とみずほ公共サービスの業務を引き継ぐ形で平成24年10月に設立された。売上げは着実に伸びているが、今後多様化するニーズに対応するため、積極的な企画の提案や、事務の効率化と質の向上を目指す必要がある。